

# 第7次高浜市総合計画 策定基本方針

---

【案】

## 1. 策定の目的

総合計画については、平成23年5月に地方自治法が改正され、法的な策定義務は廃止されましたが、本市の将来のあり方を展望し、市民にまちづくりの中長期的なビジョンを示すとともに、総合的かつ計画的な市政運営の指針を示すものです。

また、本市におけるまちづくりの最高規範であります「高浜市自治基本条例」第21条において、総合計画の策定についての定めがあることから、今後もまちづくりの基本指針として総合計画を引き続き策定します。

※市民…市内に住む者、働く者または学ぶ者及び市内で事業または活動を行う者（法人その他の団体を含む）をいいます。※高浜市自治基本条例第2条参照

### 高浜市自治基本条例(抜粋)

(総合計画の策定等)

第21条 議会及び行政は、総合的・計画的に市政を運営するため、総合計画を策定します。

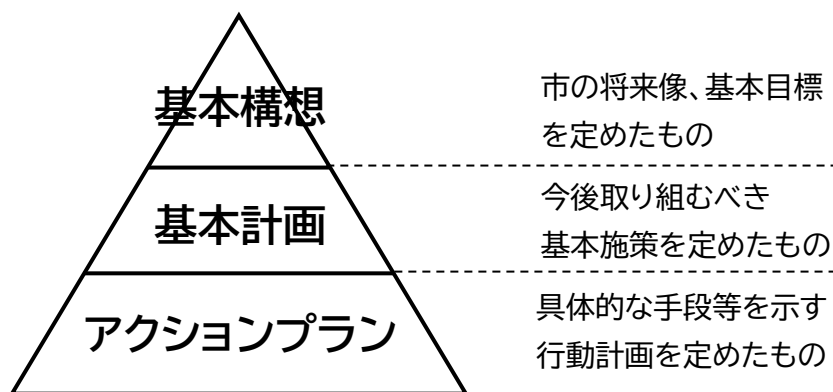
2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画、事業の進め方を明らかにするアクションプランで構成します。

3 行政は、成果を重視した市政運営を目指すため、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。

4 行政は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努めます。

## 2. 総合計画の位置づけと構成

第7次総合計画は、市の最上位計画に位置付けられ、各分野の行政計画の基本となる総合的な市政運営の指針です。



### 3. 基本構想・基本計画の位置づけ・役割と期間

#### (1) 基本構想

《位置づけ》 高浜市の将来ビジョン(高浜市が目指す将来像)

《役割》 市民、議会、行政が協働してまちづくりを行う指針となるもの

基本構想は、市民、議会、行政などすべての主体が共有する高浜市のまちの将来ビジョンを描くとともに、その将来ビジョンを実現するためのまちづくりの指針となるもので、高浜市が実現を目指す将来都市像です。

計画期間については、2023年度(令和5年度)から2032年度(令和14年度)までの10年間とします。

**【計画期間】 2023年度(令和5年度)から10年間**

#### (2) 基本計画

《位置づけ》 行政運営のプラン(行政が取り組む計画)

《役割》 基本構想で目指すまちづくりを進めるために、分野ごとに目標とするまちの姿や行政が重点的に取り組む施策を示したもの

基本計画は、基本構想に描かれたビジョンを実現するために、まちづくりの目標に対する現状と課題、課題解決に向けた目指すべき姿や目標値、それらを達成するための具体的な手段等を示すものです。

計画期間については、前期5年間、後期5年間の2区分に分け、基本計画を見直します。

**【計画期間】 前期:2023年度(令和5年度)～2027年度(令和9年度)**

**後期:2028年度(令和10年度)～2032年度(令和14年度)**

#### (3) アクションプラン

《位置づけ》 具体的な取り組み(具体的な取り組み内容)

《役割》 基本計画に掲げた目指すべき姿、目標値の達成に向けて、具体的な事業内容を示すもの

アクションプランは、基本計画に掲げた目指すべき姿、目標値の達成に向けて、具体的な事業内容を示すもので、毎年度点検・検証を行います。

## 4. 計画策定にあたっての基本的な考え方

### (1) 高浜市自治基本条例の理念を踏まえた総合計画づくり

高浜市自治基本条例は、本市の市民自治の芽を大きく育て、しっかりと根を下ろし、「高浜市らしさ」を将来にわたって継続・発展させていくため、「参画」「協働」「情報共有」をまちづくりの基本原則とし、市民一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創りあげていくことが大切としています。

このような条例の理念に基づき、市民、議会及び行政がそれぞれの役割を果たし、計画策定を進めていくことを基本的な考え方として、情報共有しながら、市民・議会・行政が一体となって検討を深めていくこととします。

### (2) 分野別計画との関係

行政の各分野では、多様化する市民ニーズや社会環境の変化に対応するために分野別計画を策定しています。

総合計画は、市が策定する各分野における個別計画や施策に方向性を与える上位計画です。一方、分野別計画は、法令上の位置づけや計画期間も様々ですが、各々の行政分野が目指すべき方向性や事業の体系を示し、総合計画が示す政策の基本的な方向を実現するためのより詳細な取り組みを掲げるものであるため、総合計画は分野別計画とも整合を図りながら策定を進めていきます。

### (3) 地域計画との関係

地域計画は、まちづくり協議会と行政が協働で策定した小学校区単位の計画で、地域特性や資源を活かし、長期的視点に立ったあるべき将来像や実践目標、優先度、役割分担等を示した、各小学校区のまちづくりを推進していくための指針であり、地域住民の合意が図られた計画であることから、整合を図りながら策定を進めていきます。

### (4) 多様な主体との協働による計画実現を見据えた策定体制

計画は策定することが目的ではなく、策定後、計画が着実に実行され、目指すべき目標が達成されることが目的となります。

個人のライフスタイルや価値観の多様化が進み、地域社会の担い手不足など地域課題はますます高度化、複雑化していく中、市民あるいは地域、事業者、議会、行政がそれぞれの役割と責務を果たし、計画に掲げる目標の達成に向けたそれぞれの主体における行動も見据えながら策定を進めていきます。

### (5) 目指す姿を掲げ、達成状況が評価できる計画づくり

限られた資源の中で計画の実効性を担保するとともに、目的にあった効果の出していない事業については速やかに見直し・改善を実施できるよう、客観的数値データなどに基づく取り組みの改善を進めていくための政策の PDCA サイクルを確

立します。

## 5. 第7次総合計画策定に向けた新たな視点

第7次総合計画の策定にあたっては、第6次総合計画策定時と同様、上述の4. 計画策定にあたっての基本的な考え方を踏まえ策定を進めていくが、さらなる時代の変化に対応するための新たな視点を加味していく必要がある。

### (1) 未来を見据えた視点

人口構造の変化による多文化共生社会の進展や情報通信技術など Society5.0 の実現に向けたデジタル技術の進歩は、少子高齢化や人口減少といった課題の解決につながる人材や労働力を補完につながる可能性を持っています。自然災害のみならず新型コロナウイルス感染症など多様化する危機管理への対応や持続可能な開発目標(SDGs)の理念(「誰一人取り残さない」社会の実現)の推進などでは、様々な主体が連携することで、持続可能なまちづくりを実現することにつながってまいります。

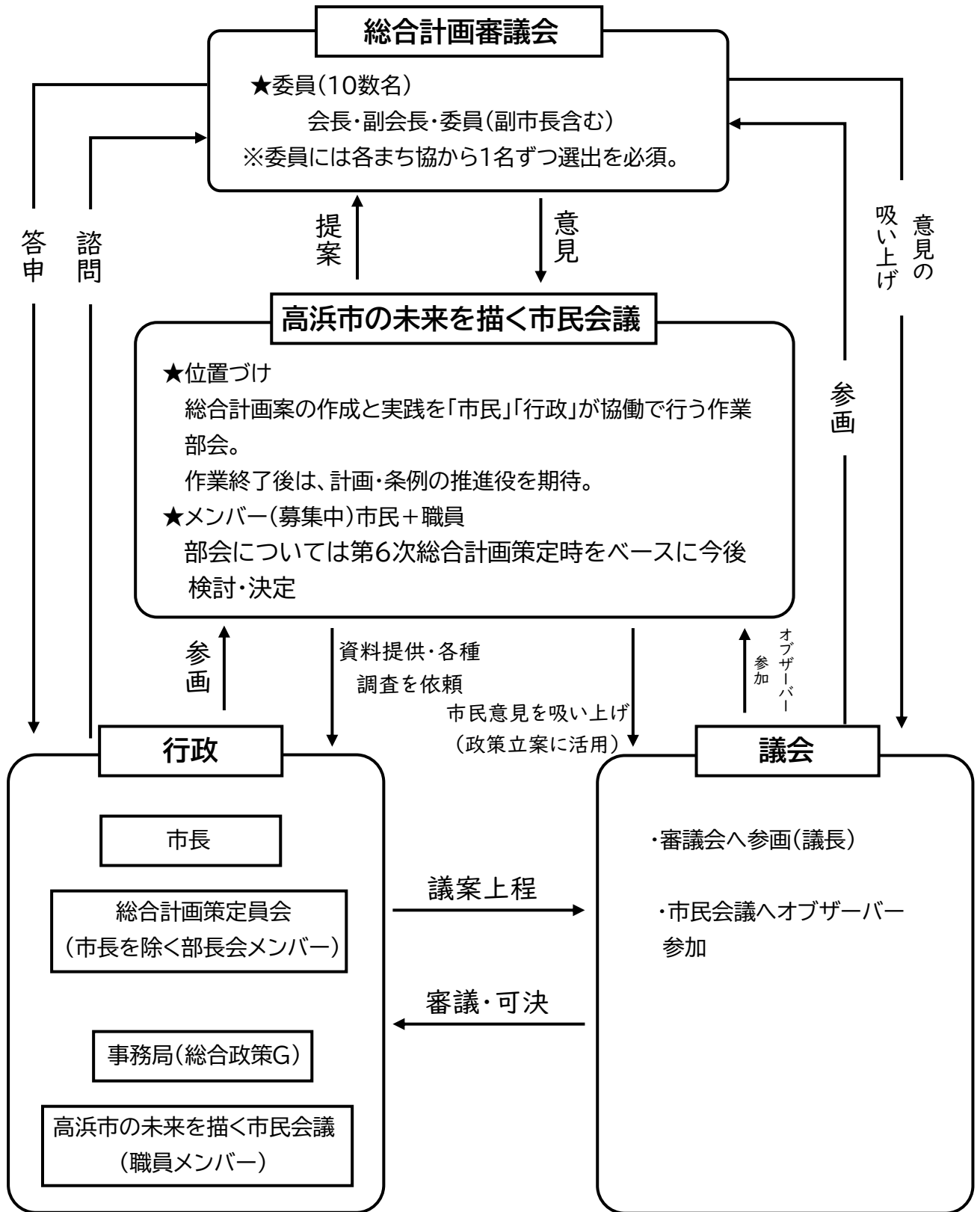
### (2) 連携して実施する視点

行政が取り組む施策は、当該分野の政策課題を解決するだけでなく、他の分野にも効果をもたらすものもあります。例えば、公共交通は、交通弱者の移動利便性を高めるとともに、自家用車の利用を抑制し温室効果ガスの排出削減につながるといった環境面、加えて交通事故の発生の抑制につながるといったことも考えられます。各施策がもたらす様々な効果を総合計画で示し、より効果の高い取り組みの実施へとつなげてまいります。

### (3) 各主体ができることを役割分担して実施する視点

まちづくりは市民や各種団体、企業、行政など、様々な主体が、それぞれでできることはそれぞれで、個々で難しくても一緒に取り組めば実現可能なことは協働により取り組むものです。そこで、総合計画では、地域における課題の発見や解決に寄与する行政活動を取り上げ、それぞれの役割や協働によるまちづくりを促す仕組みや仕掛けについて記載します。

## 6. 策定体制



図：自治基本条例と総合計画との関係

